

# 前回の指摘事項について

令和3年2月  
厚生労働省

# 第一種健康診断特例区域の対象者と被爆者の関係について

## 被爆者の範囲(被爆者援護法第1条)

以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者(被爆者援護法第1条)

- ① 当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した人
- ② 2週間以内に爆心地から2kmの区域内に立ち入った人
- ③ その他、放射能の影響を受けるような事情の下にあった者(救護被爆者など)
- ④ 当時これらの胎児であった人

## 健康診断特例区域

上記被爆者の①の地域に隣接する政令で定める地域(以下参照)にいた人について、健康診断(被爆者援護法第7条)について、被爆者とみなす(同法 附則第17条)

健康診断受診者証の種類 (厚生労働省令 附則第2条)	区域の指定 (政令 附則第2条)	健康診断の内容 (厚生労働省令 附則第1条の2)	健康診断の事後措置
第1種	別表第3	一般検査 + 精密検査	健康管理手当の対象となる11の障害があると診断された場合(明らかな他原因がある場合を除く)は被爆者健康手帳の交付を受けることができる。(昭和49年公衆衛生局長通知)
第2種	別表第4	一般検査	要医療性を有する対象精神疾患が認められた場合(精神科医師による診断)、被爆体験者精神医療受給者証を交付し、医療費を支給。(平成17年健康局長通知により、被爆体験者精神影響等調査研究事業[予算事業]として実施)

# 原子爆弾被爆者に対する援護措置(主なもの)

被爆者(被爆者健康手帳所持者)約13.7万人(令和2年3月末現在)

## <健康診断>

- ・年2回(一般)
- ・希望者には更に年2回(うち1回がん検診)

## <医療>

- ・医療保険の自己負担分を国費で負担(ごく例外を除き、すべての疾病)
- ・介護保険の医療系サービスの1割負担分も国費で負担

## <福祉サービス>

- ・特別養護老人ホームの入所やデイサービスの利用料などの1割負担分を公費で負担



各手当の支給要件に該当する者

【代表例】健康管理手当(約11.4万人)

原爆放射線の影響によるものでないことが明らかな場合を除き、一定の疾病にかかっている者に、毎月34,970円の手当を支給

原爆症の認定を受けた者

医療特別手当(約7,000人)

疾病が原爆放射線に起因しており、現に医療を要する状態にある者に、毎月142,170円の手当を支給

# 原爆諸手当一覧（令和2年度）

手当の種類	令和2年度支給単価	支給要件	受給者数 (令和2年3月末現在)	
医療特別手当	月額 142,170 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	7,023人	
特別手当	月額 52,500 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	2,421人	
原子爆弾小頭症手当	月額 48,930 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	17人	
健康管理手当	月額 34,970 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	114,308人	
保健手当	月額	一般 17,540 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	2,859人
		増額 34,970 円		身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者
介護手当	月額	重度 105,560 円以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、 中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)	年間14,700件
		中度 70,360 円以内		
家族介護手当	月額 22,320 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	年間12,632件	
葬祭料	209,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	年間8,748件	

# 雨の色と放射能の関係について

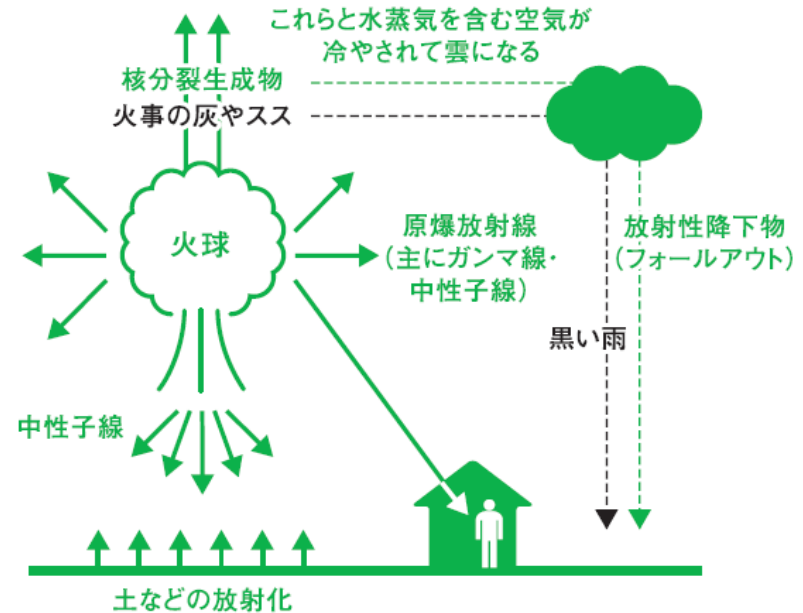
一方、燃え残りの核爆弾原料物質や核爆発で二次的に生成された放射性粒子は、爆発に伴う高温でいったん気化した後、再冷却の過程で微粒子となり高空に広く拡散した。大気中に拡散し浮遊する放射性微粒子は、次第に地上へと降下したが、これは降雨に伴い促進された。いわゆる「黒い雨」にこの放射性微粒子が含まれていたと考えられている。ただし、黒い色の本体は二次火災による「煤」であり、色と放射性の強弱には直接的な関係はない。直後に降った雨の場合には「黒くない雨」でも放射性微粒子が含まれていた可能性もあり、反対に黒い雨でも放射性微粒子を含まない場合もあり得る。

出典：要覧(放射線影響研究所)

## 原爆以外での“黒い雨”の報告例：大規模火災後

- 大阪大空襲後
- 湾岸戦争による油井火災

出典：「改訂 大阪大空襲」、中国新聞社ウェブサイト「ひろしま国」  
環境白書(平成4年度版)



原爆放射線には、爆弾から直接放出されたもののほかに、黒い雨に含まれていた放射性降下物、そして中性子線による土などの放射化によるものがあります。これらの放射線を受けた量の計算のためには、原爆投下後に滞在した場所と時間など個人の行動記録が必要となります。

出典：わかりやすい放射線と健康の科学  
(放射線影響研究所)

→ 本検討会の検証については、雨の色にかかわらず、またそもそも雨の有無にかかわらず、塵(ちり)としての沈着も含めた検証(気象シミュレーション等)を検討

# 第二種健康診断特例区域（長崎）の設定根拠について

## 平成12年4月 長崎市等が「原子爆弾未指定地域住民証言調査」を実施し報告書を取りまとめ

原子爆弾被爆未指定地域の住民8,700人を対象として、原爆投下当時の体験の手記を集める等により行った証言調査報告（報告内容）

- ①被爆体験がトラウマとなり、精神上的の健康に悪影響を与えている可能性を示唆
- ②精神上的の健康悪化が身体的健康度の低下にも繋がっている可能性を示唆

## 平成12年10月 「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」を設置（検討会5回）

第1回検討会（平成12年10月5日）

科学的・専門的な観点から精査・研究を行うために、専門家で組織した研究班「PTSD等に関連した健康影響評価に関する研究班（主任研究者 吉川武彦 国立精神・神経センター精神保健研究所名誉所長）」の設置を決定。

長崎市などの証言調査報告書等について、「ここにある様々な身体的な訴えが高齢化により生じたものか否かの区別がつかず被爆による直接的な影響だけとは限らないものであること等から、同地域において被爆体験を持たない者と年齢、性別等をマッチした上で、専門家の面接により実施する方式の調査を行う必要性がある」と判断。

第4回検討会（平成13年7月11日）

研究班から総括報告。

平成13年3月12日（月）～3月30日（金）（3週間）で700人を超える体験者及び対照群の方（昭和25年以降に当該地域に転入）を面接。

当該地域住民のうち、体験群では、原爆体験がトラウマとなり今も不安が続き、精神上的の健康に悪影響を与えている可能性が示唆され、また身体的健康度の低下にも繋がっている可能性が示唆された。このような健康水準の低下は、原爆投下時に発生した放射線による直接的な影響ではなく、もっぱら被爆体験に起因する不安による可能性が高いものと判断された。

示されたevidenceの一例：精神状態を比較するための指標として、General Health Questionnaire 28項目版（GHQ-28※）を用いた。GHQ総点および下位得点のすべてにおいて、体験群では対照群よりも有意に高値であった。しかもGHQ総点の実測値（平均）を見ると、体験群が10.58、対照群が6.54であり、臨床的にも意味のある差と言えた。

※GHQ-28（General Health Questionnaire）

総合健康質問票28項目版

現在の心の健康状態を調査するための総合的な質問票。元気が出ない、不安だ、身体の調子が悪いなどの状態がチェックできる。各種の災害時などの健康調査で用いられることが多い。質問数によって幾つか種類がある（GHQ-12、GHQ-30など）。本調査では、28項目版を使用。

## 平成13年8月 検討会報告書（→参考資料1）